

質疑回答書

事業名：令和6年度特定健診未受診者勧奨業務

	質問事項	回答
1	受診勧奨の具体的な手法は各業者からの提案になると思いますが、「これは守らなくてはいけない」という最低限のルールがあればご教示ください。	仕様書の内容であれば特にルールはございません。
2	共同企業体としての参加は可能ですか。	共同企業体としての参加は可能ですが、各当事者がプロポーザル実施要領の「参加資格要件」に該当しなければなりません。また、別に提出書類が必要になります。
3	業務の一部を再委託することは可能ですか。	再委託は可能です。
4	電話での健診受診勧奨を実施する場合、管理栄養士・保健師等の資格要件はありますか。	資格要件はありません。
5	受診勧奨する健診の申込・受診方法・検査項目など、内容がわかるものをご提示ください。	4月に対象者へ申込書を送付（5月末締め切り）。申し込み後、個別健診希望者については、医療機関に直接ご自身で予約。集団健診希望者については、医療機関より対象者へ日程のご連絡をする方法をとっています。「令和6年度特定健診のご案内」のチラシを添付します。
6	令和5年度の実施業者、実施している受診勧奨方法がどのようなものかご教示ください。	実施業者：株式会社データホライゾン 受診勧奨方法：通知、電話による勧奨
7	企画提案（プレゼンテーション）はリモート（Zoom等）での参加が可能ですか。	リモートでの参加は対応しておりません。
8	令和5年度の電話勧奨の実施有無をご教示ください。 実施の際は令和5年度の詳細をご教示ください（電話勧奨時期、荷電対象者、荷電件数、1人あたり最大コール数など）。	令和5年度の電話勧奨は、令和5年11月に行なっております。対象は、4.5月に特定健診の申込をしてるが未受診の方（495人）になります。

9	令和5年度のみなし健診（医療機関からの情報提供）の実施有無をご教示ください。実施の際は対象者の抽出方法、情報提供依頼通知の発送数実績、ならびに近年の提供実績をご教示ください。	みなし健診情報提供事業については、令和5年度より県下統一の方法で実施しており、令和5年度は令和6年1月に65通発送しております。抽出方法は、保険者データヘルス支援システムより対象者を抽出しています。
10	集団健診、個別健診における予約方法・予約の締切時期をご教示ください。	4月に対象者へ申込書を送付（5月末締め切り）。申し込み後、個別健診希望者については、医療機関に直接ご自身で予約。集団健診希望者については、医療機関より対象者へ日程のご連絡をする方法をとっております。「令和6年度特定健診のご案内」のチラシを添付します。
11	令和5年度(または4年度)の特定健診受診者数のうち、過去2年間健診受診していない方は何名ほどいらっしゃいますでしょうか。開示可能でしたらご教示ください。	令和4年度受診者2,395人のうち、令和2年度、令和3年度未受診者数は659人になります。
12	令和6年度内に郵送費値上げが発生した際、補正予算等での予算額の変更（増額）を行うことを想定していらっしゃいますでしょうか。または本プロポーザル予算内で対応予定でしょうか。	プロポーザル実施要領に提示しております、見積限度額内の対応となります。
13	企画提案書（様式第4号）には社印・代表印の押印が必要でしょうか、必要な場合、副本につきましては押印した原本の写しでもよろしいでしょうか。	押印はなくても構いません。
14	イ 会社概要（様式第5号）にて提出ご指示のある会社の概要パンフレットにつきましては、企画提案書には綴じこまず、別途補足資料として提出する形でよろしいでしょうか。	補足資料として提出していただいて構いません。
15	企画提案書における貴庁様式資料である会社概要（様式第5号）、業務実施体制調書（様式第6号）の内容を補足する形で（弊社の体制をより詳細にお伝えするために）、様式任意の資料を、貴庁様式に継いで差し込みしてもよろしいでしょうか。	任意の資料を差し込んで構いません。
16	企画提案書の他、別途補足資料を提出してもよいでしょうか（デザイン案の詳細説明資料や報告書イメージサンプルなど。企画提案書には綴じこまず、参考資料とするものを想定しております）。	提出していただいて構いません。
17	提案書はA4版レール式クリアーホルダーへの製本でもよろしいでしょうか。	クリアーホルダーへの製本でも構いません。

18	資料投影用スクリーンはご準備いただけますでしょうか。	スクリーンはこちらで準備します。
19	評価基準における業務実績とは「市町村国保における類似事業の受託実績ならびに受診率の向上実績」を指しますでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	評価基準における業務体制とは、事業を安定的に運用できる組織・教育・ミス防止等の体制、ならびに個人情報保護を中心としたセキュリティ体制を指しますでしょうか。	お見込みのとおりです。